

第1章 計画の意義

1 地球温暖化現象とその影響

(1) 地球温暖化現象とは

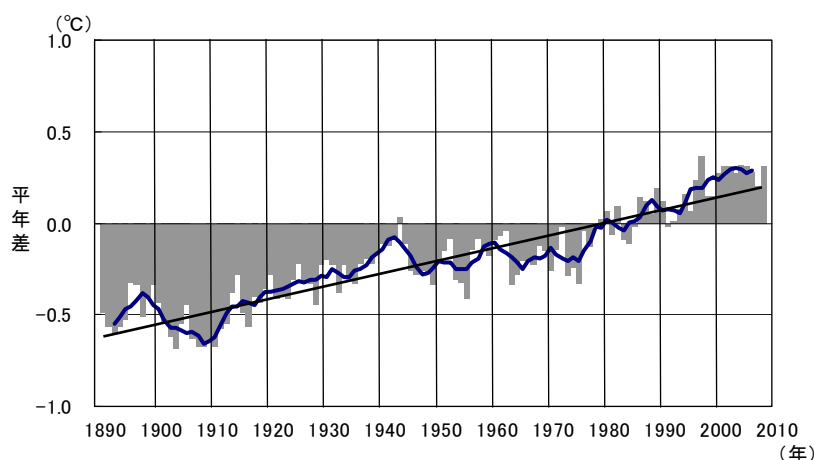
地球温暖化現象とは、二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスが大気中に排出されることにより、大気中の温室効果ガス濃度が上昇し、地球の気温が上昇する現象のことです。

2007年にIPCC（気候変動に関する政府間パネル）が発表した第4次評価報告書では、地球の平均気温は過去100年で0.74℃上昇しており、20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性がかなり高いとされています。

同報告書によると、世界の平均気温は、環境保全と経済発展を地球的規模で両立させる努力をした場合でも、今世紀末に1.8℃上昇し、化石エネルギーを重視する高い経済成長を目指す場合では、4.0℃上昇すると予測されています。

また、日本の気候については、独立行政法人国立環境研究所によると、1971年～2000年と比較した場合の2071年～2100年の平均的な気候は、「夏（6～8月）の日平均気温は4.2℃、日最高気温は4.4℃上昇、降水量は19%増加する。」「真夏日の日数は平均で約70日程度増加し、更に100mm以上の豪雨日数も平均的に増加する。」と予測されています。

図表 1 世界の年平均気温の平年差の経年変化（1891～2009年）



※1 棒グラフ：各年の平均気温の平年値との差、折れ線：平年差の5年移動平均、直線：長期的な変化傾向

※2 平年値は1971～2000年の30年平均値

(出典) 気象庁

(2) 地球温暖化の影響

地球温暖化現象の進行により、世界各地で深刻な影響が生じると考えられています。

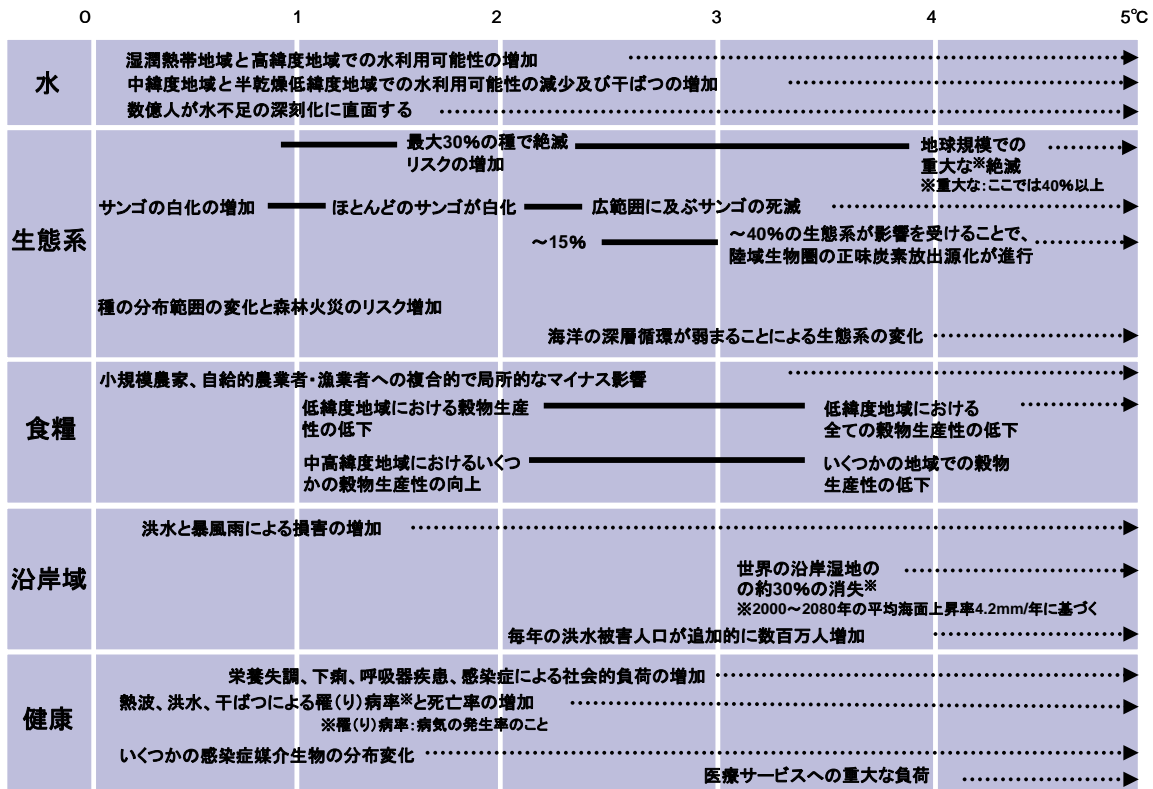
IPCC第4次評価報告書によると、0.5℃以下のわずかな気温上昇であっても、地域によっては、水不足の発生や干ばつの増加、サンゴの白化や絶滅種の増加等生態系の変化、沿岸域における洪水や暴風雨による被害の増加、感染症の発生リスクや熱中症の増加など様々な影響を受けると予測されています。

日本においても、豪雨の発生頻度の増加による洪水や土砂災害などの災害の増加、熱中症患者の増加、急激な気候変動に対応できない樹木の枯死・高山植物の生息域の減少、昆虫や

動物の生息域の変化、桜の開花日やカエデの紅葉日の変化などが指摘されています。

尼崎市では、異常気象や降水量の変化、海面上昇に伴う高潮による被害の増大など直接的な影響を受けるほか、他地域での農作物収量や水産資源の変化など間接的な影響を受けると考えられます。

図表 2 世界平均気温の上昇による主要な影響



(注) 上記図中の黒い線は影響間の関連を表し、点線の矢印は気温上昇に伴って影響が継続することを示す。また、記述の左端は影響が開始するおおよその位置を示す。ただし気候変化に対する適応の効果はこれらの推定には含まれていない。

(出典) 温暖化影響総合予測プロジェクトチーム「地球温暖化「日本への影響」-最新の科学的知見-

2 地球温暖化への対応

(1) 国際的な動向

1992年6月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロにおいて「環境と開発に関する国連会議」が開催され、温室効果ガスを安定化させ、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた「気候変動に関する国際連合枠組条約」が締結されました。

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において、京都議定書が採択（2005年2月発効）され、先進国全体で2008年から2012年までに1990年比で5%以上（わが国は6%）の温室効果ガスの削減目標が定められました。

2009年12月開催の気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）において、「世界全体の気温上昇を2°C以内に抑え、先進国は中期目標を2010年までに登録する」等を規定したコペンハーゲン合意が承認されました。これに引き続き2010年12月にメキシコのカンクンで開催された第16回締約国会議（COP16）においては、温室効果ガスの主要排出国が加わる京都議定書後の新たな温暖化対策の枠組みについて引き続き協議することや、先進国だけではなく

途上国についても自主的な削減目標を設定し検証を行う枠組み等に関するカンクン合意が採択されました。

(2) 国における取組

わが国では、京都議定書の採択を受け、1998年6月に「地球温暖化対策推進大綱」が策定され、同年10月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」）の制定により、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、各主体の取組を促進するための法的枠組みが整備されました。

2005年4月には、京都議定書の発効を受け「京都議定書目標達成計画」が策定され、基準年（1990年）比6%削減の目標達成に向けた基本的な方針や具体的な対策が示されました。

2008年7月には、「低炭素社会づくり行動計画」が策定され、2050年までに温室効果ガス排出量を現状より60～80%削減するという目標が定められました。

2009年9月にニューヨークで開催された国連気候変動サミットにおいて、わが国は、「2020年までに90年比25%削減」を目指すことを国際社会に表明するとともに、2010年1月には、コペンハーゲン合意に賛同し、国連気候変動枠組条約事務局に対して、2020年の温室効果ガス排出量を1990年比で25%削減するという目標*を提出しました。

2010年3月には、環境大臣試案として「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ」が公表されるとともに、新たな目標の達成に向けた基本原則や温室効果ガス排出量の削減に関する中長期的な目標等を盛り込んだ「地球温暖化対策基本法」の制定作業が進められています。

(3) 本市における取組

本市では、地球温暖化防止等の取組を推進するため、1996年12月に「地球環境を守るわたしたちの行動計画（ローカルアジェンダ21あまがさき）」を策定しました。

2001年3月には、地球温暖化対策推進法に基づき自らの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する「尼崎市環境率先実行計画」を策定し、環境マネジメントシステムによる運用管理を行っています。

2007年3月には、同法に基づき市域全体の温室効果ガスの排出抑制等について定めた「尼崎市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、「2010年における二酸化炭素排出量を、1990年比で15%削減すること」を目標として掲げ、各種温暖化防止対策の取組を進めています。

*すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提とする。

3 計画の基本的事項

(1) 計画の目的

本計画では、尼崎市の地域特性を踏まえ、市民、事業者、行政が協働して地域における地球温暖化対策を一層推進し、市域における温室効果ガス排出量の削減を目指すとともに、持続可能な社会の実現を目指します。

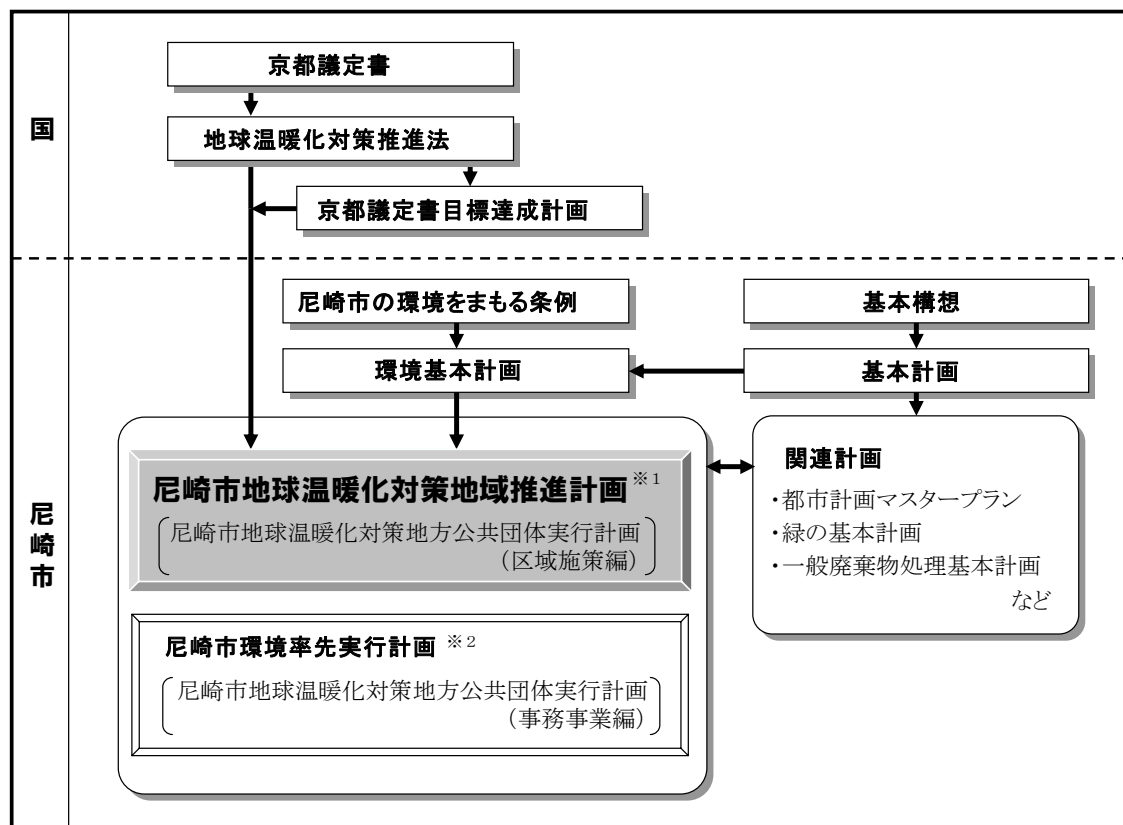
(2) 計画の位置づけ

2008年6月に地球温暖化対策推進法が改正され、都道府県と指定都市、中核市、特例市については「地方公共団体実行計画」の策定が義務化されています。

本計画は、同法の規定に基づき、市域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出抑制等を行う「地方公共団体実行計画・区域施策編」として位置づけられるものです。

なお、本計画と同じく策定が義務付けられている市の事務事業における温室効果ガスの排出抑制等を行う「地方公共団体実行計画・事務事業編」（尼崎市環境率先実行計画）とを合わせて、本市における地球温暖化対策を総合的に実施していきます。

図表 3 計画の位置づけ



※1 市域全体の温室効果ガス排出抑制等のための計画

※2 市の事務事業に関する温室効果ガス排出抑制等のための計画

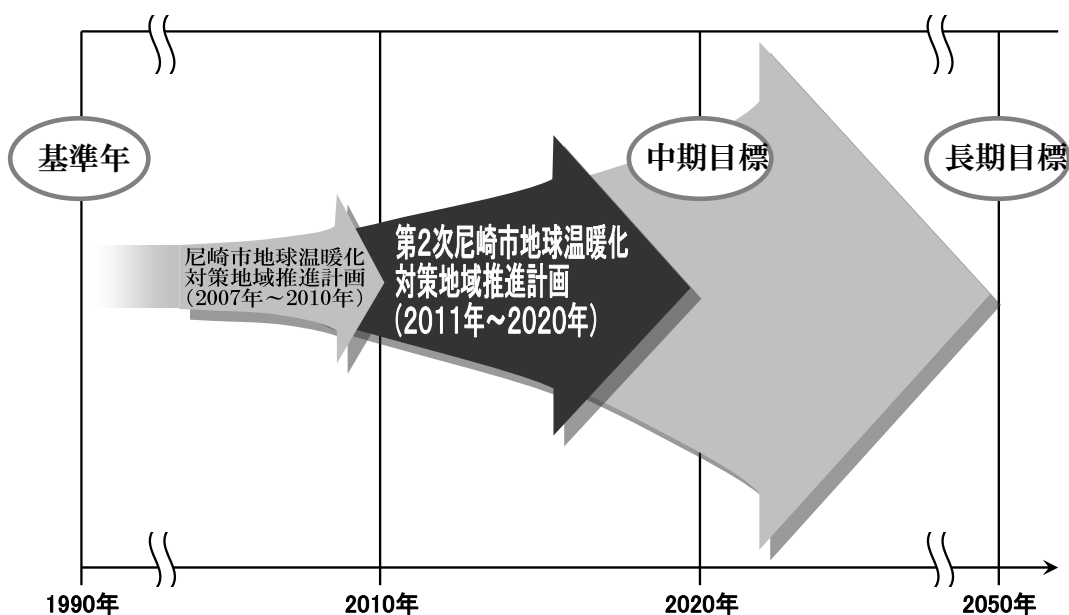
(3) 計画の期間

本計画の温室効果ガス排出量の削減目標については、基準年度を1990年、長期目標年度を2050年、中期目標年度を2020年とします。

また、本計画の計画期間は、2011年度から2020年度までの10年間とします。

なお、計画期間内において、地球温暖化対策における想定できないような状況の変化が生じた場合は、適宜計画の見直しを行います。

図表 4 計画の期間



(4) 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、「京都議定書」、「地球温暖化対策推進法」を考慮し、次のとおりとします。

図表 5 対象とする温室効果ガス

温室効果ガス※1	発生源・用途等	地球温暖化係数※2
二酸化炭素(CO ₂)	石炭や石油、天然ガスなどの化石燃料の燃焼や廃棄物の焼却に伴い発生するもの	1
メタン(CH ₄)	化石燃料の燃焼や自動車の走行、廃棄物の焼却、排水処理に伴い発生するもの	約21
一酸化二窒素(N ₂ O)	化石燃料の燃焼や自動車の走行、廃棄物の焼却、排水処理に伴い発生するもの	約310

※1 代替フロン等3ガス(HFC, PFC, SF₆)については、排出量の絶対量が少なく、また、市レベルでの排出量の把握が困難なことから、対象外とする。

※2 地球温暖化係数とは、二酸化炭素を基準(=1)とした時の、各物質の地球温暖化をもたらす程度を示す数値のこと。